第5回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年5月2日(水) 開会 午後3時00分 閉会 午後3時50分

- 2. 場 所 大会議室
- 3. 出 席 14名
- 4. 欠 席 0名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	6	力武	正光	0	1 1	岸本	熊一	0
2	池田	良一	0	7	中島	德 雄	0	1 2	相良	安夫	0
3	福田	義晴	0	8	西山	哲	0	1 3	田代	三義	0
4	松尾	梨香	0	9	吉村	幸夫	0	1 4	μп	光 壽	0
5	江向	信夫	0	1 0	前田	節朗	0				

議事録署名者	6番	力武 :	正光
	11番	岸本]	熊一

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林 豊
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案	第22号	農地法第5条の申請について (4件)
議案	第23号	農地法第5条許可の取消し願いについて (1件)
議案	第24号	農地法第4条の申請について (3件)
議案	第25号	農地法第3条の申請について (7件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について
議案	第26号	(利用権設定 通年 14件)
		(農地中間管理事業 2件)
議案	第27号	農用地利用配分計画の承認について (2件)

8. 報告事項

報告 第9号 農地法第18条第6項通知の受理について	(9件)
----------------------------	------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。
1322	(挨拶)
* 目	
議長	それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。
	本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。
	次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。
	今回は、6番 力武委員、11番 岸本委員です。
	事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。
	本日の議案数は、6つです。
	議案第22号 農地法第5条の申請について 4件
	議案第23号 農地法第5条許可の取消し願いについて 1件
	議案第24号 農地法第4条の申請について 3件
	議案第25号 農地法第3条の申請について 7件
	議案第26号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事
	業] について 利用権設定 通年 14件
	農地中間管理事業 2件
	議案第27号 農用地利用配分計画の承認について 2件
	また、報告事項は、1つです。
	報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について 9件
	となっております。
 議長	それでは、議事に入ります。
成以	議案第22号 農地法第5条の申請について事務局から説明を
	一般来のことの 展地伝のりまり中間に リーマー お願いします。

議案第22号 農地法第5条の申請について御説明します。 議案の1ページ、17番になります。

図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページ、平面図が5ページになります。

申請地は、二里町大里地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、18番になります。

図面は、案内図、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、断面図が8ページ、平面図が9ページになります。

申請地は、大坪町白野地区です。

譲受人が、建売分譲住宅地にするための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2010(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、19番になります。

図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図が13ページになります。

申請地は、黒川町黒塩地区です。

譲受人が、資材倉庫及び駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

議案の1ページ、20番になります。

図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、平面図が17ページになります。

申請地は、大川内町吉田地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

事務局	議案第22号 農地法第5条の申請は以上4件です。
議長	それでは、農地法第5条17番について、担当委員から説明をお
	願いします。
2番委員	2月に申請人と代証人が見えられまして、家を建てたいという相
	談を受けました。ところが、隣接者の同意が得られなかったので
	家の方向を変えられて、改めて隣接者の同意を得られたというこ
	とで再度来られました。それで区長さん、生産組合長さんの許可
	も印鑑もありました。
	周辺農地への問題はないと思います。
	ご審議をお願いします。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。
14 番委員	以前から所有者が農地を売りに出されていたのですが、建築会社
	と話の折り合いがついたため、4件の宅地分譲の申請です。それ
	で地元では、ここを整地した場合の雨水を流すところがないと意
	見が出たそうですが、土地利用計画図の左下をみてください。新
	設の集水桝を造って市道を横断し反対側の道路側溝に流せば解
	決するということで、市の道路担当課とも協議され、それで良い
	ということで雨水の方は解決しました。上下水道も前に入ってお
	りますので接続します。それと隣接農地の所有者も問題ないとい
	うことです。生産組合長、区長の印鑑もありました。私も問題な
	いと思い承諾いたしました。
	ご審議をお願いします。
議長	18番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、19番については、担当委員である私の方から説明
	をいたします。

1番委員	建設資材関係を取り扱っている会社が、現在の所在地では、手狭
	のため前々から移転先を探されておりました。現在の所在地から
	あまり離れない所にこの農地があり、移転をしたいとのことで申
	請をされています。区長兼生産組合長が、集落の方々と話し合っ
	て同意をされております。
	私も問題はないと思い押印いたしました。
	ご審議をお願いします。
議長	19番について、御意見、御質問はございませんか。
12 番委員	この土地は、将来的に道路拡張の候補には挙がってないのです
	カっ。
1番委員	後々に204号がどんな形で付け替えられるかわからないです
	けど、今の204号の道よりももう少し山側と聞いておりまし
	た。かなり前にバイパスの全体の図面は見たことありますが。
12 番委員	私のところに2年前に土木事務所から説明に来た時は、手前に小
	さなガソリンスタンドがあったでしょう。あそこの前辺りに出て
	くると路線が図面変更になっていて、それから先が道路拡張に入
	ってくるのではないかなという感じはしています。
事務局	3年か4年位前の情報になりますけど、信号機から北側に向けて
	は国道拡幅が確実だった為に、優先的に地籍調査を行ってくださ
	いということで地籍調査が入っています。信号機の南側について
	は、その時はどこに出てくるかわかっていませんでした。山を越
	えていくという案はなくなりましたという事は、聞いておりまし
	て、この案内図で言うと、もっと下、南側に出てきます。その出
	てくる先が、計画はされているようですが、法線は提示されてい
	ないようです。国道の拡幅はかかってくると思います。現在拡幅
	をされた箇所も国道の西側の方を拡げられているので、申請地周
	辺も西側を拡張されるのではないかと思います。岸壁やカーブが
	急なところは、右側に行くかもしれませんが、左側の拡幅をメイ
	ンではないかと思います。ただ歩道も拡げられていますので、右

事務局	側も一部かかるのかなと思っております。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。
5番委員	譲受人が家を建てたいということで、代理人が来られました。私
	も一度現地を確認させていただきました。区長さん、生産組合長
	さんの押印もございました。
	問題ないと私も同意したところでございます。
	また、隣接者の方の同意で判をいただいております。
	ご審議をお願いします。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第22号 農地法第5条の申請4件につ
	いて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進
	達します。
	続きまして、議案第23号 農地法第5条許可の取消し願いにつ
	いて事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第23号 農地法第5条許可の取消願い1件について御説
	明します。
	議案が2ページ、1番になります。
	この案件につきましては、平成29年6月に宅地分譲として5
	全許可を受けられておりましたが、許可後、売買契約が成立し
	なかったため、許可の取消願いが提出されました。
	議案第23号 農地法第5条許可の取消願いについては以上1
	件です。
議長	それでは、農地法第5条許可の取消願い1番について、御意見、
	御質問はございませんか。

14 番委員	農業委員会に5条申請を出す時は、売買契約書をつけなくていい
	のですか。開発協議の時は、契約書を付けなければいけないので
	すが。
事務局	売買契約の条件に農地転用の許可が終わってから売買契約を行
	うとの内容でした。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第23号 農地法第5条許可の取消願い
	について1件について承認を戴きましたので、県へ進達します。
	続きまして、議案第24号 農地法第4条の申請3件について事
	務局から説明をお願いします。
事務局	議案第24号 農地法第4条の申請3件について御説明します。
	議案の3ページ、10番になります。
	図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画
	図が20ページ、平面図が21ページになります。
	申請地は、大川町立川地区です。
	申請人が観光農園付帯施設を建設するための申請です。
	農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)
	のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、
	農用地区域内にある農地に該当します。
	許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(イ)のb、用
	途区分の変更に該当します。
	続きまして、議案の3ページ、11番になります。
	図面は、案内図が22ページ、字図と土地利用計画図が23ペー

ジになります。

申請地は、波多津町内野地区です。

申請人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、12番になります。

図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、土地利用計画図、断面図が26ページ、平面図が27ページになります。

申請地は、波多津町筒井地区です。

申請人が鶏舎の管理棟及び駐車場を建設するための申請です。

農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、 農用地区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(1)の00 、用途区分の変更に該当します。

議案第24号 農地法第4条の申請は以上3件です。

議長

それでは、農地法第4条10番について、担当委員から説明をお 願いします。

13 番委員	申請者がこの辺りに3カ所位梨のハウスを持っておられ、この申
	請地の前にもハウスが建っております。申請地にも梨を植えてお
	られますが、一部を観光農園施設として利用したいとの事です。
	隣接地の方の承認、また生産組合長さん、区長さんの同意の印鑑
	等もありましたので、私も問題はないと思い署名、捺印をしてお
	ります。
	ご審議をお願いします。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。
11 番委員	太陽光パネルの設置をしたいとの申請です。申請者の自宅のすぐ
	そばです。申請があがっておりました。区長さん等の印鑑もござ
	いましたので、私も承諾をしております。
	周辺の状況については、傾斜地で影響は無いという事と判断しま
	したので押印をしております。
	ご審議をお願いします。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。
11 番委員	申請者は、ブロイラーを主体に田も耕作されています。今回、ブ
	ロイラー施設にある管理棟を、下にある自分の田に、若干嵩上げ
	をして、管理棟を移設との申請です。あとは駐車場で5台ほど止
	められると思います。
	隣接地については、田がありますが、側溝が出来ておりますので、
	排水に関しては、問題ないという事で判断いたしました。
	区長さん等の印鑑もございましたので、私も問題ないと押印して
	おります。
	ご審議をお願いします。

議長

12番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

無いようですので、議案第24号 農地法第4条の申請3件について承認を戴ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第25号 農地法第3条の申請について、事務 局から説明をお願いします。

事務局

議案第25号農地法第3条の申請について説明します。

議案は4ページから8ページになります。

申請事由や経営状況等を掲げております。

全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件 を満たしております。

農地法第3条の申請についての説明は以上です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 について、議案4ページから8ページを見ていただき、御意見、 御質問がありましたら、お願いします。

くなし>

無いようですので、議案第25号 農地法第3条の申請7件については許可相当とします。

続きまして、議案第26号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第26号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御説明します。

議案の9ページ、10ページに明細書を掲げておりますのでそち

事務局 らを御覧ください。 今回は借受人が7名、貸付人が14名で、面積は、田が30,217 m、畑が 2,400 ㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは 明細書に記載しているとおりです。申出書を11~18ページに 掲げております。 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 通年については以上14件です。 議長 議案第26号 農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促進事 業]の利用権設定の通年14件について、御意見、御質問はござ いませんか。 くなし> 無いようですので、議案第26号 農用地利用集積計画「農業経 営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件については申出 のとおりに決定します。 続きまして、議案第26号 農用地利用集積計画[農業経営基盤 強化促進事業]の農地中間管理事業2件について事務局から説明 をお願いします。 事務局 議案第26号 農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促進事 業]の農地中間管理事業2件について御説明いたします。 議案は19ページになります。 農用地利用集積計画書を20ページに掲げております。農業公社 への利用権設定、貸付となっております、面積は田が6,814 ㎡と なっております。期間は5年と3年です。 農地中間管理事業については、以上2件です。 議長 議案第26号 農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促進事 業]の農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はござい ませんか。 くなし>

議長	無いようですので、議案第26号 農用地利用集積計画[農業経
	営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業2件については、申出
	のとおりに決定します。
	 続きまして、議案第27号 農用地利用配分計画の承認について
中外日	事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第27号 農用地利用配分計画の承認について御説明いた
	します。
	議案は21ページになります。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に
	よる農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の
	規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提
	出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行
	ったものを、2名が借り受けることとなっております。詳細は、
	22ページになります。
	農用地利用配分計画の承認については以上2件です。
議長	議案第27号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御
	質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第27号 農用地利用配分計画の承認に
	ついては承認を戴きました。
	議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項
	に移ります。

に移ります。

報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局 から報告をお願いします。

報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理9件について御 事務 説明します。

議案は23ページ、24ページを御覧ください。

8番、9番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。

解約後は、別の方に売却される予定で、今回3条を上程しています。

10番、11番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。

解約後は、植林をされる予定で、現在、農振除外の手続き中です。

12番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。 解約後は、借り手を探す予定で、貸付意向申出書を提出されてい ます。

13番から16番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。

解約後は、別の方に貸借される予定で、今回、利用権を上程しています。

報告第9号については以上9件です。

議長

報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理9件について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

無いようですので、これで報告事項を終了します。

これで、第5回の農業委員会会議を閉会します。

<<<議事終了>>>